

# 障がい者虐待を防ごう

平成24年10月1日発行

障がい福祉課

☎229-3157 FAX229-3334

## 障害者虐待防止法が施行されます

10月1日から、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下、「法」という)が施行されます。法第3条では「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない」と規定されています。

障がい者とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)などがある人で、手帳

を取得していない場合も含まれます。家庭や施設、職場などで、下記の例のような虐待や虐待ではないかと疑われる行為や状態を見つけたら、市の相談窓口にご連絡ください。どんな場合も通報者の秘密は守られます。

皆さんの協力が、障がい者の皆さんを虐待から守ります。

### ■障がい者の虐待とは…

#### 身体的虐待

殴る蹴るなどの暴力を加えるなど



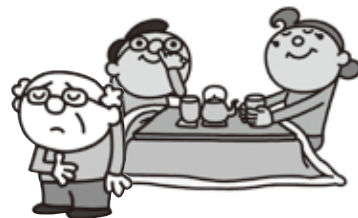
#### 経済的虐待

生活に必要なお金を取り上げるなど



#### 放任(ネグレクト)

食事を食べさせなかったり、生活上の世話をしなかったりして、心身を弱らせることなど



#### 精神的虐待

悪口を言う、怒鳴る、無視するなど



#### 性的虐待

無理矢理わいせつな行為をするなど



### ■障がい者への虐待ではないかと思ったら…

虐待が疑われる行為を見つけたら、市の相談窓口へご連絡ください。

市職員等が、障がい者本人の居場所や、虐待をしている人、虐待の内容や被害の状況などを確認し、適切な機関に連絡して対応します。また、必要に応じ、本人や養護者への支援を行い、再発予防に努めます。



虐待が疑われる行為を発見

通報



通報者の秘密は守られます

#### 市の相談窓口

##### ■障がい福祉課

- 平日(8時30分~17時15分)
- ☎229-3157 FAX229-3334

##### ■津市障がい者虐待防止センター(津市障がい者相談支援センター内)

- 平日(8時30分~17時15分)
- ☎264-7002 FAX229-1382
- 夜間(17時15分~翌朝8時30分)、土・日曜日、祝・休日
- ☎264-7002

※センターは休館していますが、職員等と電話連絡が取れます。

#### 市職員などが状況を調査・確認

- 障がい者本人の居場所
- 虐待をしている人
- 虐待の内容
- 被害の状況 など

再発防止

支援  
本人や養護者への

適切な機関に連絡